平成 24 年 9 月 14 日

事務局:京都市建設局

事業推進室

## 第5回稲荷山トンネル安全対策委員会に係る提案事項について

## 1 土壌脱硝施設のモニタリングについて

新十条通の環境影響評価において、環境基準を満足する結果を得られておりますが、さらなる環境対策として、阪神高速道路株式会社では除じん性能が高い電気集じん機を、また、京都市では換気所に送られる空気の3~5%を土壌に通過させ、バクテリアの微生物反応等により浄化する土壌脱硝施設を独自の取り組みとして設置しています。

土壌脱硝施設は、環境に及ぼす影響を少しでも低減させるため整備したものですが、現在の新十条通の交通量は、5,000台/目前後を推移して計画交通量を大幅に下回っています。しかし、 土壌脱硝施設の運転は、交通量の大小に関係なくほぼ一定量の電力量を要しており、電力量を二酸 化炭素排出量に換算すると、下に示すとおり環境に負荷をかけている状況です。

○土壌脱硝施設における二酸化炭素年間排出量

年間 67 トン

○スギ人工林年間吸収量に換算すると

約8.2ha (スギ約4, 700 本)

したがって,二酸化炭素排出量の削減や,東日本大震災以降のエネルギー事情等を考え,下に示すとおり土壌脱硝施設のモニタリングを提案するものです。

- 2 土壌脱硝施設におけるモニタリングの方法について
  - (1) 今年度から約1年間,土壌脱硝施設において一定期間ごとに施設の運転,停止を行い,除 去された空気が大気に及ぼす影響のモニタリングを実施します。
  - (2) 来年度に開催される第6回稲荷山トンネル安全対策委員会において、モニタリングにより 得られた結果を報告し、影響の程度を検証します。